

事務連絡  
平成 29 年 6 月 20 日

各都道府県私立学校主管部課  
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の周知について（依頼）

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が平成 29 年 8 月 16 日に施行されることについて、環境省及び経済産業省より周知の依頼がありましたのでお知らせします。

本法律では、水銀使用製品の製造等に関する措置や、特定水銀使用製品の使用の制限等のほか、一事業所で貯蔵する水銀等及びその化合物の最大量が 30kg 以上となった場合、その貯蔵の状況について定期報告が義務付けられる等について定められています。（別添 2 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく措置について」参照）

つきましては、本法律の施行に先立ち、各都道府県私立学校主管部課におかれては、所轄の学校法人に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社に対して、本事務連絡及び別紙の内容について、広く周知をお願いいたします。

<添付資料>

別紙 1 水銀による環境の汚染の防止に関する法律の概要

別紙 2 水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく措置について

**【本件連絡先】**

文部科学省 高等教育局 私学部 私学行政課  
電 話：03-5253-4111（内線 2532）